

日本文学専攻における博士論文の審査基準に係る規程

1. 目的

本規程は、法政大学大学院学則および法政大学学位規則にもとづき、日本文学専攻における博士論文の審査基準について定めるものである。

2. 博士論文の提出資格（課程による者。課程博士申請に伴う再入学者を含む）

課程によって博士論文を提出する学生は、以下の条件を満たしていることを要する。

- （1）博士後期課程入学後、博士論文中間発表会で毎年、研究内容を報告していること。
- （2）3編以上の論文を発表し、そのうち査読付き雑誌に掲載された論文を1編以上含んでいること。
- （3）学位申請の6ヶ月から12ヶ月前までに、予備論文（提出予定論文の一部）、要旨（4000字程度）、論文の目次、研究業績一覧を専攻会議に提出し、予備審査に合格していること。

3. 博士論文の提出資格（課程によらない者）

課程によらず博士論文を提出する者は、本規程第2条（3）の条件を満たしていることを要する。

4. 最終試験（口述試験）

最終試験（口述試験）は公開制で行うものとする。

5. 博士論文の審査基準

博士論文は法政大学学位規則第17条に定める審査小委員会において、以下の基準に照らしてこれを審査する。審査小委員会は主査1名、副査2名（少なくとも1名は人文科学研究科教授会外）で構成する。

- （1）明確な論点と結論の提示
- （2）論じるテーマに関する先行研究の適切な調査・整理・引用
- （3）論証の妥当性
- （4）各章と全体の有機的なつながり
- （5）研究の視点・発想・結論における独創性の高さ
- （6）今後の研究に資する意義の大きさ
- （7）注記及び参考文献の正確な提示
- （8）文章の適切性

付則 本規程は、2012年4月1日より施行する。

本規則は、2026年4月1日より第2・5条を改正して施行する。